

佐倉ふるさと広場駐車場概略設計等業務委託  
仕様書

佐倉市 都市部 公園緑地課



## 第1章 総則

### 1. 業務名称

佐倉ふるさと広場駐車場概略設計等業務委託

### 2. 業務目的

佐倉市（以下「本市」という。）では、佐倉市観光グランドデザイン（注1）『観光Wコア構想』を策定し、「歴史の趣き、自然の恵み『となりの観光地・佐倉』～気軽に、繰り返し、楽しめるまち～」を基本理念として、城下町地区及び印旛沼周辺の二拠点を中心とした観光拠点の形成を進めている。

印旛沼周辺の観光拠点として位置付けられている佐倉ふるさと広場については、佐倉ふるさと広場拡張整備基本計画（注2）を策定し、事業を進めているところである。

本業務は、佐倉ふるさと広場拡張整備事業における駐車場及び周辺道路の整備案を、観光シーズンにおける渋滞の調査・分析を行った上で検討することを目的とする。

（注1）佐倉市産業振興ビジョン別冊「佐倉市観光グランドデザイン」ホームページ  
<http://www.city.sakura.lg.jp/0000026512.html>

（注2）佐倉ふるさと広場拡張整備基本計画ホームページ  
[https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/koenryokuchika/kakushukeikaku/huru-hiro\\_seibi/14550.html](https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/koenryokuchika/kakushukeikaku/huru-hiro_seibi/14550.html)

### 3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和6年3月19日までとする。

### 4. 業務の対象とする場所

佐倉市角来地先外



— 測量対象範囲

■■■ 駐車場予定地

なお、渋滞対策の調査・検討については、測量対象範囲に限らず、広範囲での検討を行うものとする。

## 5. 関係法令等

受注者は、本業務の実施にあたり、本仕様書及び次の法令等（全て最新版）を遵守しなければならない。

- (1) 佐倉市道路構造条例
- (2) 道路構造令の解説と運用
- (3) ラウンドアバウトマニュアル
- (4) 千葉県が定める測量、地質・土質調査、土木設計各業務等共通仕様書
- (5) その他関係法及び資料等

## 6. 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたって、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務実施計画書（工程表・実施体制を含む。）
- (2) 着手届
- (3) 配置予定技術者選任通知書及び経歴書
- (4) 配置予定技術者の資格を証明するもの
- (5) 測量を行う者の資格（測量士）を証明するもの
- (6) 完了届
- (7) 納品書
- (8) その他発注者が指示するもの

## 7. 配置技術者

本業務の履行に当たり、受注者は管理技術者、照査技術者及び担当技術者を選任しなければならない。配置技術者は、本業務を十分理解している以下の資格及び実績を有している者とする。

- (1) 本業務に定める管理技術者は、次に示す条件を全て満たす者とする。
  - ・技術士（総合技術監理部門：建設）又は技術士（建設部門：道路）の資格を保有する者。
  - ・自社における常勤の正規社員である者。
- (2) 本業務に定める照査技術者は、次に示す条件を満たす者とする。
  - ・技術士（総合技術監理部門：建設）又は技術士（建設部門：道路）の資格を保有する者。

- ・ 自社における常勤の正規社員である者。

## **8. 資料の貸与等**

発注者は、本業務に必要な資料及び図面等を受注者に貸与するものとする。なお、受注者は、発注者により貸与される資料及び図面等について、その重要性を認識し、取扱い及び保管を慎重に行わなければならない。また、貸与した資料については、本業務完了後、速やかに返還しなければならない。

## **9. 秘密の保持等**

受注者は、業務の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

## **10. 検査**

発注者は、成果品について全般的検査を行い、不良箇所がある場合は速やかに訂正を行うよう指示するものとする。

## **11. 成果品の契約不適合**

本業務完了後、成果品に契約不適合が発見された場合は、発注者の指示により受注者の負担と責任において速やかに補足し、修正を行うものとする。

## **12. 成果品の帰属**

本業務における成果品は全て発注者に帰属するものであり、受注者は、発注者の許可なく他に公表し、貸与し、及び使用してはならない。

## **13. 損害の賠償**

受注者は、本業務の履行中に生じた事故等により、発注者又は第三者に損害等を与えた場合は、当該損害を賠償する責任を負うこと。

## **14. 疑義**

受注者は、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、発注者と協議の上、発注者の指示を受け、本業務を遂行するものとする。

## 第2章 業務内容

---

### 1. 計画準備

本業務の背景及び目的を整理し、これを遂行する作業体制及び工程を設定し、業務計画書を作成する。

### 2. 渋滞対策の調査・検討

#### (1) 観光シーズンにおける渋滞の現状把握

発注者が提供する佐倉ふるさと広場拡張整備基本計画策定時に実施した佐倉ふるさと広場前面道路の交通量調査結果、佐倉チューリップフェスタ時における臨時駐車場の利用台数のデータ及び設置状況に関する資料、その他受注者が独自に調査するデータを用いて、佐倉ふるさと広場の観光シーズンにおける駐車場及び周辺道路に係る渋滞等の交通現状の把握を行い、問題点やその原因について整理する。

#### (2) 渋滞対策の検討

(1)の結果を踏まえ、佐倉ふるさと広場の観光シーズンにおける周辺道路の渋滞を緩和させるための対策を検討する。

なお、検討にあたっては、観光シーズンにおける渋滞対策の全国事例を収集・整理し、その中から佐倉ふるさと広場への適用性が高い対策をとりまとめる。

### 3. 駐車場の概略検討

2.において算出された駐車需要に応じて、駐車場の車両数を想定し、設計車両を設定するとともに、駐車区画と進入及び退出の車路の概略検討を行うこととする。

本業務の測量成果図をもとに、概略設計図を作成すること。

利用できる用地範囲、過去の臨時駐車場の進入・退出車路や大型駐車場の位置等については発注者から情報提供を行う。

### 4. 平面・環状交差点の概略検討

市道1-42号線及び市道3-8号線との交差点について、2.の結果及び駐車場への進入及び退出の車路を考慮した平面・環状交差点の概略検討を行う。

交差点形状は、右折車線を設置した無信号平面交差点及び環状交差点の比較検討を行い、最適な交差点形状を決定する。

交差点の交通量については、1.において想定された時間別交通量を参考とする。本業務の測量成果図をもとに、概略設計図を作成すること。

利用できる用地範囲、過去の臨時駐車場の進入・退出車路や大型駐車場の位置等については発注者から情報提供を行う。

## 5. 測量

受注者は、指定された箇所について、次の作業を行うものとする。なお、測量を行う者は測量法第 55 条の登録を受けていなければならない。

・ 基準点測量	4 級基準点測量	一式
・ 路線測量	作業計画	1 業務
	現地踏査	L = 0. 4 6 k m
	中心線測量（駐車場予定地）	L = 0. 2 3 k m
	縦断測量（駐車場予定地）	L = 0. 2 3 k m
	横断測量（駐車場予定地）	L = 0. 2 3 k m
	中心線測量（周辺道路）	L = 0. 2 3 k m
	縦断測量（周辺道路）	L = 0. 2 3 k m
	横断測量（周辺道路）	L = 0. 2 3 k m
	現地測量（0.043 km <sup>2</sup> ・1/500）	一式

## 6. 打合せ

本業務における打合せは、業務着手時、中間 1 回、成果品納品時を基本とし、その他は発注者又は受注者の求めに応じ、随時実施する。なお、その際の会議録は、受注者が、会議後 1 週間以内に作成し、発注者へ提出するものとする。

### 第3章 成果品

#### 1. 成果品

本業務における成果品は、次のとおりとし、パイプファイルに綴じて提出すること。

- (1) 業務実施報告書（A4版カラー） 2部
- (2) 設計図書（A3版カラー） 2部
- (3) 測量図書

図書名	縮尺	内容
平面図 (線形地形図)	1/500	・トータルステーションによる中心線測量を行い作図する。 ・仮BM設置測量を行い、仮BMを図中に表示する。
縦断面図	1/500 横 1/100 縦	・縦断測量を行い作図する。
横断面図	1/200	・横断測量を行い作図する。

※提出部数については、白焼き1部、測量計算諸簿1部とする。

- (4) その他、発注者が必要と認めた資料 1式
- (5) 上記の電子データ（CD-R等） 1式

#### 2. 納期

本業務における納期及び納入場所は、次のとおりとする。

- (1) 納期：令和6年3月19日
- (2) 納入場所：佐倉市 都市部 公園緑地課